

# 第1回 CEコマースワーキンググループ

令和7年8月

経済産業省GXグループ

資源循環経済課

# 1 . CE コマースワーキンググループについて

# CEコマースWG概要

- 目的**                    **資源の有効な利用の促進に関する法律におけるCEコマースに関する調査・審議を行う**
- 議論事項**                **( 1 ) CEコマース事業者に係る判断基準等について**  
**( 2 ) CEコマースビジネス拡大に向けた施策等について**  
**( 3 ) その他**
- スケジュール**    **2026年1月頃 第2回 CEコマースワーキンググループ開催**

## 2 . これまでの振り返り

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

## 背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

### （1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
  - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万吨）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
  - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
  - **割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。**
- ③ **排出枠取引市場**
  - 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
  - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
  - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
  - **価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。**
  - **価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
  - **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求め**る。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

### （2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
  - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
  - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
  - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
  - **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
  - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコミー）コマースの促進**
  - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

### （3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

### （4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

# 資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

## 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

## 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

## G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

## CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

# サーキュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、CEコマース（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）を健全に育成する適切な規律が存在しない。
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

## CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→家電を製品ごとに定められた  
月額で利用できるサービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が  
プランごとに定められた月額で  
借りられるサービス

## 不適切なCEコマースビジネスの例

### 資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



### 消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

# これまでの議論の推移

## CEコマース制度整備検討会

- 令和7年2月～3月に対象製品、判断基準等について関係業界団体や学識者等を集めた非公開の検討会を3回開催。

(参考)

第1回：対象サービスのスコープと対象製品の考え方について議論

第2回：資源循環を促進するための取り組み指針の方向性について議論

第3回：サービス形態別資源循環を促進するための取り組み指針について議論

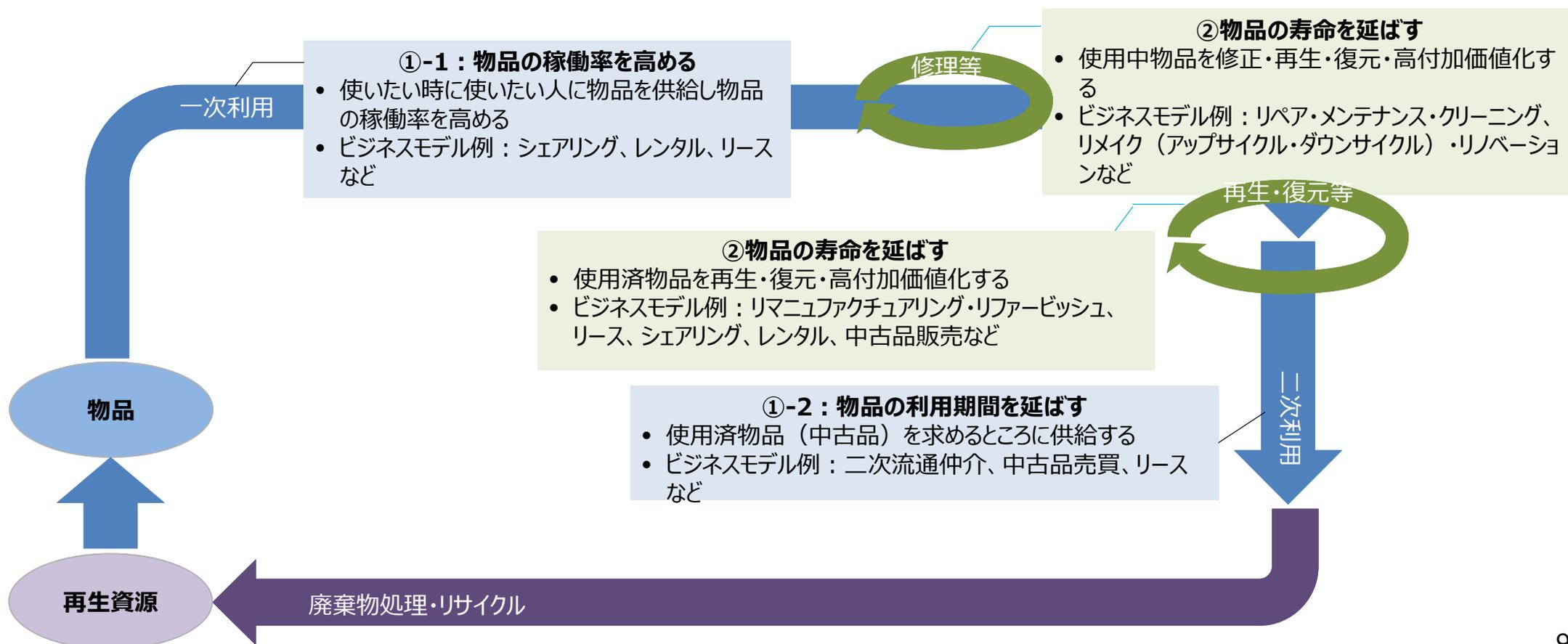


**対象製品の選定基準、資源循環促進に寄与する取組指針に含める要素**についての方向性を得た

# CEコマースの対象サービスのスコープについて

第11回資源循環小委員会「資料3」より

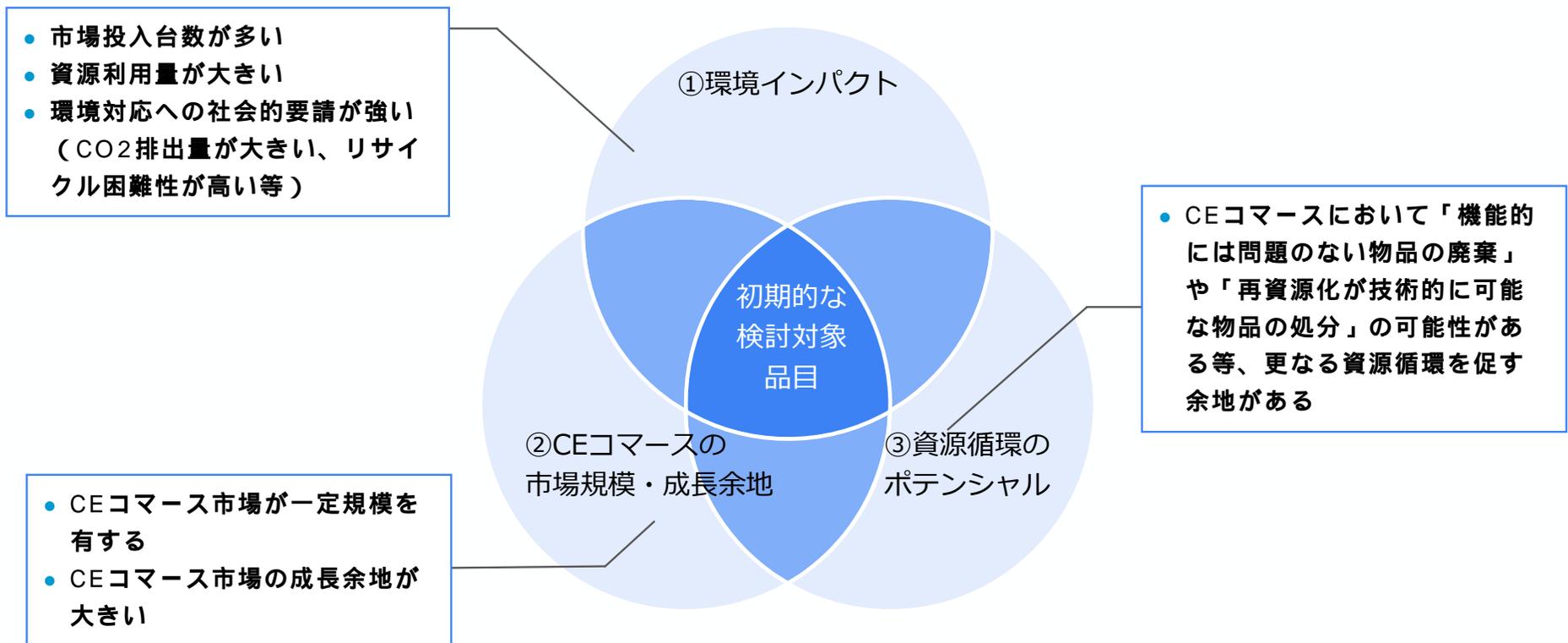
- CEコマースは、「**物品の利用頻度（稼働率・期間）を増やす**」及び「**物品の寿命を延ばす**」等を通じてCEに**貢献するビジネス**と定義



# CEコマースの対象製品選定について

## 製品の選定基準

- 環境インパクト、 CEコマースの市場規模・成長余地、 資源循環のポテンシャルの3つの観点から対象製品を絞り込んでいく。
- 対象製品×サービス形態（業種）別に事業者が従うべき判断基準等を、今後ワーキンググループで議論していく。



# CEコマースの対象製品選定について

3つの観点から踏まえ、B2C中心の製品については「家電4品目」と「一般衣料品」を対象製品としてはどうか。

	資源有効利用促進法での指定状況	①環境インパクト	②CEコマースの市場規模・成長余地	③資源循環のポテンシャル
家電4品目	省資源化製品 再利用促進製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及率は非常に高く、家電リサイクル法対象の4品目だけで、年間200万台が出荷されるなど<b>取引数・物量共に非常に大きい</b></li> <li>欧州で循環型電子機器イニシアチブが発出されるなど<b>CEコマースへの要請が高い</b></li> <li>家電4品目は、家電リサイクル法のもと、家電販売事業者による<b>引取・引渡の仕組みやリサイクル実施体制が確立</b></li> <li>産構審・中環審「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」に従うことが求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース市場は2,775億円（家具・家電）規模であり、<b>近年拡大傾向（2023年の市場規模は2018年に比べ約1.4倍に）</b></li> <li>サブスクやリファービッシュなどの事業も広がるなど、<b>新たなCEコマース関連サービスの拡大が進む</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法とCEコマースとの連携を高めることで<b>更なる資源循環に取り組める余地がある</b></li> <li>リペア、リマニュファクチャリング、リファービッシュの<b>信頼度向上や他法令との整合性確保のための制度整備、偽装リユースへの対応が課題</b>との意見あり</li> <li>エアコンについては製品特性上、リユースの実績に乏しい</li> </ul>
衣料品・靴・鞆	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で年間37億点が販売され、<b>取引数として非常に大きい</b>。国内アパレルでは<b>約3割が売れ残っている</b>。</li> <li>欧州循環経済行動計画でも重要品目に指定されるなど<b>環境対応への社会的要請が高い</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リユース市場の取扱高は5,913億円（一般衣料品・服飾品 ※ブランド品は含まず）規模であり、<b>近年拡大傾向（2023年の市場規模は2018年に比べ約1.7倍に）</b></li> <li>シェアリングやサブスク等の<b>CEコマースに対する消費者の利用意向が高い</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>シェアリングやサブスク等の導入が進む代表的な品目の一つ</b></li> <li>法制度等に基づく個別のリサイクルスキームは存在しない。CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> <li>現状、リペア・メンテナンス・リメイクの認知度は低いですが、<b>長く使いたいという要望もあり、将来的な伸びしろは大きい</b></li> </ul>

# CEコマースの対象製品選定について

3つの観点から踏まえ、B2B中心の製品については「複写機」と「オフィス家具」を対象製品としてはいかがでしょうか。

	資源有効利用促進法での指定状況	①環境インパクト	②CEコマースの市場規模・成長余地	③資源循環のポテンシャル
事務用機器 (複写機等)	再利用業種 再利用促進製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合機は年間45万台程度が出荷され、事務用の<b>耐久消費財としては大きな割合を占める</b></li> <li>製造メーカーが主体となって、使用済複合機の回収が実施されており（静脈物流委員会）、<b>効率的に回収可能、リサイクルの手法も確立されている</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度における事務用機器の<b>リース調達額は情報関連機器、産業機械に次ぐ3番目に大きい規模の製品</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカー自身による保守・管理に加え、一部メーカーでは回収された機器の適切なリユース・リサイクルと合わせた<b>先進的なCEコマースに取り組むことが可能</b></li> <li>CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> </ul>
オフィス家具	省資源化製品 再利用促進製品 (金属製家具)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用機器と並び、主要な事業者向けの耐久消費財の品目</li> <li>オフィス向け家具は金属割合が高く、<b>資源回収の重要度が高い</b></li> <li>市場は年間約1兆円で、その8割は、国産品が占めている。従来は金属製家具主体であったが木製家具の比率が増えており、<b>将来の資源循環が課題</b></li> <li>レンタルが多く、<b>レンタル事業者が回収する仕組みが確立されている</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>レンタル市場の割合が大きく</b>、B2Bのレンタル市場における主要品目の一つ</li> <li>オフィス家具を含むオフィス空間をシェアリングするサービスも拡大している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度等に基づく個別のリサイクルスキームは存在しない</li> <li>CEへの貢献の仕方は各社各様であり、<b>更なる資源循環の余地あり</b></li> <li>現在は業界団体で試行事業等への取り組みを進めており、<b>業界全体での資源循環における一元化の対応可能性</b>がある。</li> </ul>

### **3 . 資源循環促進のための取組指針に係る項目の整理について**

# 資源循環促進のための取組指針に係る項目案（基本）

## EUタクソノミーを参考に、取組指針に入れるべき項目を整理

資源循環促進のための取組指針に含める要素			
取組の高度化	製品の利用頻度の向上	稼働率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の稼働管理の工夫や遊休資産の活用、他業態との連携等により稼働率を向上させること。</li> </ul>
		利用期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理や再生が容易な製品の調達や修理の実施、製品の二次流通市場への流通により利用期間を延長させること。</li> </ul>
	製品寿命の延長		<ul style="list-style-type: none"> <li>修理・保守、製品機能の回復・再生、新たな付加価値の追加等により製品寿命を延長させること。</li> </ul>
健全な市場の整備	資源循環に配慮した製品の調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>CEコマースのサービス運営に当たり必要となる製品等について、資源循環に配慮した製品の調達に努めること。</li> </ul>
		包装材のリサイクル・リデュース配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生材の利用、リサイクル可能な設計、リデュース等に配慮した包装材を使用すること。</li> </ul>
	安全性の確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に定められた基準や表示を確認し、目視や手作業等による適切な検査に基づき、製品の安全性等を確認すること。</li> <li>修理等に係る安全性の確保や、公衆衛生面の観点からクリーニング等適切な処置を実施すること。</li> </ul>
	契約／販売時の保証・情報提供		<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとの契約により提供した製品の適合性を保証し、サービス提供者としての責任を明確にするとともに、ユーザーが安心して利用するために必要な情報を提供すること。 (販売契約時に加えて、ユーザーからの引取り時における配慮も含む（個人情報の削除等）)</li> </ul>
	ユーザーの資源循環に資する行動に繋がる情報提供		<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザー（消費者・事業者）に対して、資源の有効利用を促すような情報を提供すること。</li> </ul>
使用済み製品や部品の適切な引渡し		<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済み製品や部品の管理計画を策定し、再利用やリサイクルを優先するとともに、適正な処理ルートへ引き渡すこと。</li> </ul>	

# 資源循環促進のための取組指針に係る項目案（賃貸）

## 賃貸として取組指針に入れるべき項目

資源循環促進のための取組指針に含める要素			レンタル・シェアリング（サブスク含む）	リース
取組の高度化	製品の利用頻度の向上	稼働率向上	複数ユーザー間での利用を促し稼働率を向上させること。	
		利用期間の延長	修理や再生が容易な製品の調達・選定に努めること。 賃貸ができなくなった製品の二次流通市場への流通を促進すること。	
	製品寿命の延長		製品の品質・機能の維持・向上を図るための保守・点検等を実施すること。	
健全な市場の整備	資源循環に配慮した製品の調達		資源循環に配慮した製品の調達・選定に努めること。	
		包装材のリサイクル・リデュース配慮	リサイクルやリデュースに配慮した包装材を使用した製品を選定すること。 又は、リサイクルやリデュースに配慮した包装材を指定・管理すること。	
	安全性の確認		製品の安全性の確認やクリーニングを実施すること。	
	契約／販売時の保証・情報提供		保証範囲（品質、機能、安全性等）や契約内容を明確にし、その責任を負うこと。 ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を行うこと。	
	ユーザーの資源循環に資する行動に繋がる情報提供		利用中・後の取扱い方法、修理対応等の情報を提供すること。	
使用済み製品や部品の適切な引渡し		賃貸ができなくなった製品の再利用、リサイクルを優先し、適切な処理ルートへ引き渡すこと。		

※様々な事業の形態や契約内容等があることから、それらに応じて、各取引において遵守すべき内容を決定することとする。  
また、関連法令及びガイドライン等に則った上で、各取組を実施することとする。

# 資源循環促進のための取組指針に係る項目案（中古販売）

## 中古販売として取組指針に入れるべき項目

資源循環促進のための取組指針に含める要素			中古販売
取組の高度化	製品の利用頻度の向上	稼働率向上	—
		利用期間の延長	二次流通市場への流通を実施すること。
	製品寿命の延長		製品の品質・機能の維持・向上を図るための保守・点検等を実施すること。
健全な市場の整備	資源循環に配慮した製品の調達		資源循環に配慮した製品の調達に努めること。
		包装材のリサイクル・リデュース配慮	リサイクルやリデュースに配慮した包装材を使用すること。
	安全性の確認		製品の安全性の確認やクリーニングを実施すること。
	契約／販売時の保証・情報提供		保証範囲（品質、機能、安全性等）や契約内容を明確にし、その責任を負うこと。 ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を行うこと。
	ユーザーの資源循環に資する行動に繋がる情報提供		利用中・後の取扱い方法、修理対応等の情報を提供すること。
使用済み製品や部品の適切な引渡し		売れ残り品等の再利用、リサイクルを優先し、適切な処理ルートへ引き渡すこと。	

※取引内容や品目特性等に応じて、遵守すべき内容を決定することとする。  
また、関連法令及びガイドライン等に則った上で、各取組を実施することとする。

# 資源循環促進のための取組指針に係る項目案（修理・加工）

## 修理・加工として取組指針に入れるべき項目

資源循環促進のための取組指針に含める要素		リペア・メンテナンス・レストア・クリーニング	リメイク・リノベーション	リマニュファクチャリング・リファービッシュ
取組の高度化	製品の利用頻度の向上	稼働率向上	—	
		利用期間の延長	—	
	製品寿命の延長	製品の品質・機能の維持・向上のための修理・加工を実施すること。		
健全な市場の整備	資源循環に配慮した製品の調達		資源循環に配慮した修理部品や材料の調達に努めること。 回収した製品について、可能な限り有効利用すること。	
		包装材のリサイクル・リデュース配慮	リサイクルやリデュースに配慮した包装材を使用すること。	
	安全性の確認		修理・加工した製品の安全性を確保すること。	
	契約／販売時の保証・情報提供		保証範囲（品質、機能、安全性等）や契約内容を明確にし、その責任を負うこと。 ユーザーの個人情報を含む製品は個人情報の削除を行うこと。	
	ユーザーの資源循環に資する行動に繋がる情報提供		利用中・後の取扱い方法、修理対応等の情報を提供すること。	
使用済み製品や部品の適切な引渡し		使用済み製品や交換した部品等の再利用、リサイクルを優先し、適切な処理ルートへ引き渡すこと。		

※取引内容や品目特性等に応じて、遵守すべき内容を決定することとする。  
また、関連法令及びガイドライン等に則った上で、各取組を実施することとする。



# 參考資料

# 「家電4品目」の整理（資源法と家電リサ法）

## 資源有効利用促進法における対象

## 特定家庭用機器再商品化法における対象

<p><b>エアコン</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用ものを除く。） ※「ユニット形エアコンディショナ」（5622）のうち「パッケージ用エアコンディショナ」（56222）以外のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</li> </ul>
<p><b>テレビ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テレビ受像機 ※「テレビ受像機（付加機能付きのものを含む。）」（6011）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ ブラウン管式のもの ロ 液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） 並びにプラズマ式のもの</li> </ul>
<p><b>電気冷蔵庫 電気冷凍庫</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気冷蔵庫 ※「電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む。）」（6051） なお、電気冷凍庫の製品指定はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</li> </ul>
<p><b>電気洗濯機 衣類乾燥機</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気洗濯機 ※「電気洗濯機（業務用を除く。）」（607）</li> <li>• 衣類乾燥機 ※「衣類乾燥機（業務用を除く。）」（60491）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気洗濯機及び衣類乾燥機</li> </ul>

上記は、資源有効利用促進法施行令別表3より。  
※製品を規定するにあたっては、日本標準商品分類番号を用いて、その対象とする製品が整理されている。

上記は、特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号より。  
※特定家庭用機器再商品化法第2条第4項  
「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるもの。

# (参考) 「家電4品目」の整理 (日本標準商品分類)

## エアコン

56 22	ユニット形エアコンディショナ
56 221	ウインド形・ウォール形エアコンディショナ
56 2211	冷暖房兼用形
56 22111	ヒートポンプ式
56 22119	その他の冷暖房兼用形
56 2212	冷房専用形
<del>56 222</del>	<del>パッケージ用エアコンディショナ</del>
<del>56 2221</del>	<del>冷暖房兼用形</del>
<del>56 22211</del>	<del>ヒートポンプ式</del>
<del>56 22219</del>	<del>その他の冷暖房兼用形</del>
<del>56 2222</del>	<del>冷房専用形</del>
56 223	セパレート形エアコンディショナ
56 2231	冷暖房兼用形
56 22311	ヒートポンプ式
56 22319	その他の冷暖房兼用形

## 電気冷蔵庫

60 51	電気冷蔵庫 (冷凍庫と一体のものを含む。)
60 511	1ドアタイプ電気冷蔵庫
60 512	2ドアタイプ以上の電気冷蔵庫

## テレビ

60 11	テレビ受像機 (付加機能付きのものを含む。)
60 111	ブラウン管式
60 1111	カラーテレビ受像機
60 1112	白黒テレビ受像機
60 112	液晶式
60 1121	カラーテレビ受像機
60 1122	白黒テレビ受像機
60 119	その他のテレビ受像機 (付加機能付きのものを含む。)

## 電気洗濯機・衣類乾燥機

60 7	電気洗濯機 (業務用を除く。)
60 71	全自動洗濯機
60 72	二槽式洗濯機
60 721	二槽式自動洗濯機
60 729	その他の二槽式洗濯機
60 79	その他の電気洗濯機 (業務用を除く。)

60 491	衣類乾燥機 (業務用は除く。)
--------	-----------------

# レンタル・シェアリング（サブスク含む）とリースの違い

	レンタル・シェアリング（サブスク含む）	リース
製品（物件）の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル・シェアリング・サブスク会社又は利用者が製品を選定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が製品を選定することが一般的。 ※メーカーと連携しリース会社が推奨する事例もある。</li> </ul>
製品（物件）の所有権	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル・シェアリング・サブスク会社が所有権を有することが一般的。 ※メーカーや他の賃貸事業者が所有する製品を、レンタル・シェアリング・サブスク会社が賃貸し、利用者に賃貸する事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース会社が所有権を有する。</li> </ul>
新品/中古	<ul style="list-style-type: none"> <li>中古品 ※レンタル・シェアリング・サブスク会社が新品を購入し、初めてレンタルする場合は、その時点では新品であるが、その後、中古品としてレンタルされることとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンスリース（※1）の場合は、新品</li> <li>オペレーティングリース（※2）の場合は、新品又は中古品</li> </ul>
修理・メンテナンスの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル・シェアリング・サブスク会社がメンテナンスを付加サービスとして提供。 ※レンタル・シェアリング・サブスク会社が修理・保守の機能を自社で有さない場合は、メーカーや修理保守会社と連携する事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーと利用者が直接保守契約を締結するため、リース事業者は関与しないことが一般的。 ※メンテナンスリース契約の場合は、リース会社がメーカーや修理保守会社と保守契約を締結し、メンテナンスを付加サービスとして提供。</li> </ul>
契約後の製品（物件）の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンテナンス後、他の利用者にレンタルする（延長も可能）ことが一般的。 ※レンタル・シェアリング・サブスク終了後、利用者が買取りする事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンスリースの場合、利用者との再リース契約や買取り、又は再販や廃棄を行う。</li> <li>オペレーティングリースの場合、利用者又は第三者に二次リース、再販する。</li> </ul>

（※1）ファイナンスリース：リース会社が借り手の代わりにリースする商品を購入し、借り手に貸す取引。フルペイアウト（物件の購入金額+利子が支払総額）。原則途中解約不可。  
 （※2）オペレーティングリース：主に中古市場が確立している物件（車、建設・産業機械、飛行機等）が対象。ノンフルペイアウト（リース会社がリース期間満了時におけるリース物件の中古価値をあらかじめ見積り、これを残存価額（残価）として「物件価額-残価」をベースにリース料が設定される）。特定の条件下で解約可。